

令和6年4月24日

発 言 者	発 言 要 旨
齋藤委員	<p>第6次山形県教育振興計画及び山形県学校教育情報化推進計画（通称：山形県ICT教育アクションプラン）について、今年度中の改定が予定されているが、現在の進捗状況と課題はどうか。</p>
高校教育課長 （兼）教育デジタル化推進室長	<p>ICT活用について、第6次山形県教育振興計画では、「変化に対応し社会で自立できる力を育成する」という基本方針のもと、ICTを活用した情報活用能力の育成を主要施策の一つに掲げている。この基本方針に基づき、ICT教育に関する取組みを総合的、計画的に実施していくため、令和3年4月に山形県ICT教育アクションプランを策定した。</p> <p>この中で、児童生徒のICT活用を指導することができる教員の割合の目標値を定めており、5年度の目標値は100%と掲げている。これに対する進捗状況は、文部科学省の調査結果によれば、県内高校においては、5年3月のデータで79%にとどまっている。</p> <p>高校においては、4年度から新学習指導要領が施行されており、情報Iが必修科目となっている。また、GIGAスクール構想の下で、4年度から1人1台端末の活用が始まり、探究型学習や教科学習においてはICT活用が欠かせないものとなっており、教員のICTを活用した指導力の更なる向上が課題と認識している。</p> <p>今年度は、教科バランスに配慮して県内4地域から2名、計8名をICT教育推進員に任命し、県立高校教員全体のICT活用力の底上げ、先進・優良事例の普及を行う。また、ICT教育先進校として、酒田光陵高校1校を指定し、モデル校として他校を先導する役割を担ってもらい、活用事例等を全県へ普及させる。併せて、ICT教育推進重点校として、ICT活用に関する課題を抱える寒河江工業高校、新庄北高校、米沢東高校の3校を指定し、県教育センター等による支援、校内研修体制の確立等を行いながら、ICT活用能力の向上を図っていく。</p>
齋藤委員	<p>本県における令和6年度DXハイスクール事業の申請及び指定の状況並びに同制度を活用した狙いはどうか。</p>
高校教育課長 （兼）教育デジタル化推進室長	<p>令和6年度DXハイスクール事業について、県立高校では14校が申請し、14校全てが指定されている。その内訳は、普通科高校が4校、専門学科高校及び産業系高校が9校、総合学科高校が1校である。指定された各校においては、今後詳細な計画内容が検討され取組みが進められることになる。具体的には、普通科ではデータサイエンスを導入した探究型学習やAIの活用に関する研究、専門学科ではスマート農林漁業の研究やIoTの導入、メタバースやデジタルコンテンツの作成等が行われるものと考えている。教育局としても、各学校において充実した取組みがなされるよう支援していく。</p>
齋藤委員	<p>特殊詐欺の被害防止に向けた「コンビニポリス」の導入効果はどうか。</p>
参事官(兼)生活 安全企画課長	<p>令和5年6月に導入した「コンビニポリス」は、5年中の被害阻止件数が150件で、前年比42件の増加であり、その阻止率は76.9%と全国でも高水準の効果を示している。うちコンビニエンスストアにおける被害阻止</p>

発 言 者	発 言 要 旨
鈴木委員	<p>件数は 115 件で、前年比 54 件の増加であり、水際措置に有効であることが表れている。</p> <p>今後も「コンビニポリス」を効果的に活用し、コンビニエンスストアと連携して、電子マネー対策を中心とする特殊詐欺被害防止対策を推進していく。</p> <p>県立高校における県外志願者の受入基準はどうか。</p>
高校教育課長 (兼) 教育デジタル化推進室長	<p>県外志願者の受入れについては、多様な価値観を持った生徒同士の交流のほか、学校や地域の活性化が期待されることから、本県では、平成 30 年度入学生から実施している。受入基準については、県内志願者を圧迫しないことを原則としながら徐々に緩和しており、令和 7 年度入学者選抜から、直近 2 年間における入学定員に対する合格者数の割合が連続して 9 割に満たない学科において、県外志願者を受け入れることができることとした。その場合、入学定員の 10% 程度まで受入れが可能である。なお、学科による制限は設けていない。</p> <p>県外から生徒を受け入れる際には住居や食生活の環境なども重要であることから、地元の地域や自治体の協力を得ながら進めている学校が大半である。</p>
鈴木委員	<p>県外志願者の受入れについて、特色のある学校などを含め、受入基準を緩和することについてはどう考えているか。</p>
高校教育課長 (兼) 教育デジタル化推進室長	<p>以前は、県内唯一の学科である、小規模の学校であるといった条件を付した時期もあったが、山形県公立高等学校入学者選抜方法改善検討委員会から令和 5 年 12 月に提出された報告書を踏まえ、6 年 2 月に先ほど申し上げた基準に緩和した。</p> <p>基準の緩和により、条件に該当する学校や地域において、今後検討がなされるものと考えている。</p>
鈴木委員	<p>スクールロイヤーの活用についてはどうか。</p>
教職員課長(兼) 働き方改革推進室長	<p>昨今、いじめや不登校、生徒指導上の問題が多様化・複雑化しているほか、保護者からの過剰な要求等の諸課題について、法務の専門家への相談を必要とする機会が全国的に増加しており、隣県でもスクールロイヤー活用の取組みが行われるようになった。本県でも生徒指導上の複雑な問題などが発生する可能性がある中、スクールロイヤーを派遣して初期段階から関わってもらうことにより、適切な問題解決に繋げ、教職員の負担軽減を図る必要があることから、今年度より配置するものである。初期段階における法的な相談を想定しており、係争案件にならない限りは相談できるものと考えている。</p> <p>学校による誠実な対応を基本としながらも、法的な助言も取り入れながら、考え方や望ましいあり方を整理し、教職員の負担軽減に繋がるように運用していきたい。</p>
鈴木委員	<p>スクールロイヤーの取組みはあくまで初期段階における相談や助言を求めるところまでであり、例えば当事者間に入って対応してもらうことはできないという認識でよいか。</p>

発 言 者	発 言 要 旨
教職員課長(兼)働き方改革推進室長	<p>様々な事例について検討しながら、スクールロイヤーの取組内容を整理していく必要があると思われる。</p>
鈴木委員	<p>飲酒運転事故の未然防止に向けた取組状況はどうか。</p>
参事官(兼)交通企画課長	<p>近年は、飲酒運転による事故発生件数が少ない傾向にあり、今年も3月末現在で、県内における死亡事故発生件数は0件である。県警察では、警察官による職務質問や一斉検問を始めとした様々な活動を行っているほか、関係機関、団体と連携した飲食店への訪問による啓発や飲酒運転の通報についての協力依頼を行っている。また、警察活動はもちろん、県民の意識の高まりや関係機関、団体の協力も減少傾向に繋がっているとみている。</p> <p>取締り以外の防止対策としては、「県民に対する広報啓発の強化」と「飲酒運転をさせない環境づくり」の2点に取り組んでいる。「県民に対する広報啓発の強化」では、運転免許更新時の各種講習や交通安全教室での啓発のほか、関係機関、団体と連携し、職域や地域等と密着した協力依頼等による啓発に取り組んでいる。「飲酒運転をさせない環境づくり」では、飲酒運転の通報協力と安全運転管理者による酒気帯び運転の確認業務がある。コンビニエンスストアやタクシー業者、運転代行業者、飲食店等に対しては、飲酒運転が疑われる場合の通報について協力を呼びかけている。また個別に協定も結んでおり、県民から様々な協力をいただいている。</p> <p>安全運転管理者による酒気帯び運転の確認業務は、昨年12月の改正道路交通法施行規則の施行により、安全運転管理者選任事業所で検知器を用いて酒気帯びを確認することになったものであり、関係団体を通じて啓発している。</p> <p>いずれにしても、飲酒運転は極めて悪質危険な犯罪である。本県では平成20年に「山形県飲酒運転をしない、させない、許さない条例」が制定されており、今後も県警察、行政、事業者、関係団体等が連携し、例えば飲食店を直接訪問して協力依頼を行うなど、県民を挙げて飲酒運転の撲滅に向けた機運を高めるためにしっかりと対応していきたい。</p>
青木委員	<p>可搬式速度違反自動取締装置(可搬式オービス)による取締りの状況はどうか。</p>
交通指導課長(兼)交通違反通告センター所長	<p>令和5年における可搬式速度違反自動取締装置による取締り回数は91回、検挙件数は360件となっている。道路別の取締り回数と検挙件数については、国道での取締りが34回、検挙件数が121件、県道での取締りが33回、検挙件数が138件、市町村道での取締りが19回、検挙件数が85件、高速道路での取締りが5回、検挙件数が16件となっている。</p>
青木委員	<p>本県における可搬式速度違反自動取締装置の導入状況はどうか。</p>
交通指導課長(兼)交通違反通告センター所長	<p>現在、県警察には1台導入されており、今年度予算でさらに1台増強予定で、現在購入手続きを進めている。</p>

発 言 者	発 言 要 旨
青木委員	可搬式速度違反自動取締装置の運用においては、引き続き取締り情報を公開するのか。
交通指導課長 (兼)交通違反 通告センター所 長	可搬式速度違反自動取締装置は、令和3年3月の運用開始以降、事前に取締りの情報を公開してきた。しかし、令和5年に交通死亡事故が大幅に増えたこともあり、6年からは、原則非公開で運用している。
青木委員	山形県犯罪被害者等支援条例に基づく被害者支援の取組内容はどうか。
参事官(兼)広 報相談課長	<p>県警察本部に公認心理師、臨床心理士の資格を有するカウンセラーを配置するなどして、カウンセリングによる被害者等の精神的な負担軽減に努めているほか、犯罪被害者給付制度や犯罪被害者等生活資金貸付制度、ケガをして医療機関を受診した際の初診料や一時避難場所として使用したホテル等の料金を負担するなどの各種公費負担制度を運用して、被害者等の経済的負担の軽減を図っている。</p> <p>その他にも、被害者等が再び被害に遭うことを防止するための警戒活動や非常時の通報要領及び自主警戒等についての防犯指導、被害者等が必要とする刑事手続きに関する情報や捜査の進捗状況等の連絡など、きめ細かな対応を行っている。</p>
青木委員	県内各市町村における犯罪被害者支援の条例制定に向けた県警察の取組みはどうか。
参事官(兼)広 報相談課長	県内各市町村で犯罪被害者等の支援に特化した条例が制定されているのは、本年4月1日現在で全35市町村のうち22市町村、約63%と承知しており、道半ばの状態である。県警察としては、市町村において犯罪被害者等の視点に立った総合的かつ計画的な支援に資する条例等が制定されるよう、管轄警察署や公益社団法人やまがた被害者支援センターと連携しながら、犯罪被害者等が正に求めている支援の内容について情報提供するなどの協力を行っている。
奥山委員	SNS型投資詐欺の概要はどうか。
参事官(兼)組織 犯罪対策課長	<p>SNS型投資詐欺は、SNS型投資詐欺とSNS型ロマンス詐欺の2種類に分類され、いずれもSNSを通じ、対面することなく交信を重ねるなどして、関係を深めて信用させ、指定した預貯金口座へ現金を振り込ませるなどして金銭等をだまし取るものである。</p> <p>代表的な手口としては、SNS型投資詐欺では、投資で儲かると信じ込ませ、利益が出ているように見せかけて心理的安心感を与え、投資名目等で金銭をだまし取るものである。被害例では、スマートフォンでSNSを閲覧中に、投資に関する広告を見つけてクリックし、有名投資家を名乗る者からSNSで投資を勧められ、投資の運用資金名目等で指定された口座に現金を振り込んだり、暗号資産を送るよう誘導されてだまし取られるというものがある。SNS型ロマンス詐欺では、恋愛感情や親近感を抱かせて投資に誘導し、投資金名目で金銭等をだまし取ったり、架空の事実を口実に交際の継続等を前提とした各種名目で金銭等をだまし取るというものである。被害例としては、マッチングアプリ等で知り合った外国人や異</p>

発 言 者	発 言 要 旨
	<p>性を名乗る者らと SNS でやり取りを始め、人間関係が構築された後、その人間関係を利用した相手から投資の話を勧められたり、架空の援助費用等で指定された口座に現金を振り込んだり、暗号資産を送るよう誘導され、だまし取られるというものである。</p> <p>投資名目の場合は、被害者の口座に少額の現金を入金したり、SNS 上やインストールさせられたアプリ上に利益が出ているかのような数字やグラフを表示させて、儲けが出ているというように見せかけ、被害に気付くのを遅らせる手口が多くなっている。</p>
奥山委員	<p>県内における SNS 型投資詐欺の被害状況はどうか。</p>
参事官(兼)組織犯罪対策課長	<p>令和 5 年における県内の SNS 型投資詐欺等の被害状況は、被害件数が 42 件、被害額が約 4 億 2,438 万円で、前年比で被害件数が 29 件増加、被害額が約 3 億 2,288 万円増加している。</p> <p>6 年 3 月末現在の被害状況は、暫定値として、被害件数が 31 件、被害額が約 1 億 8,638 万円で、被害が急増した昨年を上回るペースとなっている。</p>
奥山委員	<p>SNS 型投資詐欺防止のための取組状況はどうか。</p>
参事官(兼)生活安全企画課長	<p>被害防止対策について、被害実態に基づく防犯指導や広報啓発活動として、巡回連絡や各種会合等を通じた広報啓発のほか、「やまがた 110 ネットワーク」等を活用した迅速な注意喚起等に取り組んでいる。また、誰もが被害者になる可能性があるため、日常的に SNS やアプリを利用する層に訴えかけることが不可欠であり、県警察のホームページや公式 SNS を活用し、犯行手口の周知を図っている。具体的には、SNS での投資勧誘は必ず儲かるとか、元本を保証するなどどうたい、金融庁や著名人の名前が出てきた場合などは、全て詐欺であり、警察へ相談するように広報している。</p> <p>ロマンス詐欺においては、親しくなってもお金の話が出たら詐欺であることや、会ったことのない相手を信用しないことなどを広報している。</p>
船山委員	<p>スポーツの指導ができる教員の現状はどうか。</p>
学校体育保健課長	<p>高校の保健体育教諭の現状として、50 代の割合は、全体の約 50% である。保健体育教諭、部活動指導者の高齢化が進んでいる。</p> <p>本県の競技力向上を牽引する指導者の多くは、べにばな国体時に選手として活躍された方が多く、所属競技団体において指導者の世代交代が大きな課題として挙げられている。県教育委員会では、このような状況を見据え、スポーツの更なる活性化を目指し、子どもたちに夢を与える優秀かつトップレベルの競技経験や技術力、指導力を備えた本県スポーツ界の権威的な役割を担う教員を採用することを目的に、平成 26 年度より、公立学校教員採用試験においてスポーツ特別選考を実施している。昨年度までで、同選考において 6 名を採用しており、現在高校教諭及び部活動の指導者として県内トップチームを牽引し、本県の競技力向上に貢献している。</p>
船山委員	<p>6 名という採用人数はどう捉えているのか。</p>

発 言 者	発 言 要 旨
学校体育保健課長	高校の部活動顧問について、指導できる保健体育教諭がゼロという競技もあり、競技を指導できる教員数は少ない状況にあると認識している。
船山委員	県立高校について、従来の入学者募集停止の考え方とは別に、その地域で自治体や産業界が協力しながら活性化を図る場合はその限りでないということが示されたと認識しているが、どのように規定されているのか。
高校未来創造室長	平成 26 年に策定された県立高校再編整備基本計画の再編整備に関する基本方針に明記されている。1 学年当たり 1 学級の学校については、学校が所在する市町等の意向を踏まえ、学校関係者及び当該市町等で構成する学校魅力化に関する地域連携協議会等において、学校の魅力化及び活性化策を検討し、3 年間を目途として実施すると示している。
船山委員	その後の状況はどうか。
高校未来創造室長	令和 2 年度から 3 年間にわたり、それぞれの 1 学年 1 学級規模の高校と自治体においてこの魅力化・活性化事業を実施している。3 年間を目途に実施した後、今回、5 年度及び 6 年度生の入学者選抜が実施されたが、その中においては入学志願者の増加が見られない学校もあった。
柴田副委員長	小学校における新規採用教員の育成及び支援体制はどうか。
教職員課長(兼)働き方改革推進室長	<p>新規採用教員の育成について、授業技術や職務理解を主とする初任者研修制度が従来からあり、また、新規採用教員の多くは自分自身が児童生徒であった体験はあるものの、教育活動を提供する側に立つことがどういうことか理解できていない状態にあるため、周囲の理解と支えが非常に大切である。</p> <p>特に、1 人で全教科、生活指導、保護者への対応などを行う小学校では、採用当初に大きな負担感を覚える教員が多く、その解消が大きな課題となっていた。本県では、昨年度から新採教員育成支援事業を実施し、小学校の大卒新規採用教員については、担任をせず教科担任(兼)副担任としたり、担任を受け持つ場合には新採教員支援員を配置し負担軽減を図っている。本事業の実施により週 6 時間程度の空き時間を確保できるようになり、先輩教員の授業を観察して学んだり、指導方法を細やかに教えてもらう機会が増えるなど、これまで以上に校内 O J T による研修を行えるようになった。</p> <p>なお、令和 6 年度、新規採用教員の人数は、全校種教諭、実習教諭を合計すると 316 名である。</p>
柴田副委員長	高齢ドライバーの逆走事案の現状とその対策はどうか。
交通規制課長	<p>高速道路等における逆走事案については、対向車と高速度で正面衝突するなど、重大な交通事故に繋がる極めて危険な行為である。過去 5 年間における高速道路等の逆走事案の通報件数推移は、令和元年 19 件、2 年 13 件、3 年 17 件、4 年 9 件、5 年 26 件の総計 84 件で、うち車両の発見確保は 28 件となっている。</p> <p>今年 3 月末現在の高速道路等での逆走事案は、通報 2 件で、そのうち車両の発見確保は 0 件である。過去 5 年間の逆走による人身交通事故の発生</p>

発 言 者	発 言 要 旨
	<p>状況は、発生件数が5件、死者0人、重症者4人、軽症者3人である。</p> <p>路線別の発生状況は、国道13号が3件、国道286号が1件、東北中央自動車道が1件となっている。運転者別では、65歳以上の高齢者が3人で、約6割を占めている。</p> <p>逆走事案の特徴として、過去3年分の分析状況では、路線別で東北中央自動車道が約46%、山形自動車道が約27%、日本海沿岸東北自動車道が約19%となっており、東北中央自動車道と山形自動車道で7割以上を占めている。また、65歳以上の高齢者が8人で、5割を占めている。</p> <p>逆走の理由では、支線多数による進路の誤認識、一般道と間違えたランプウェイへの誤進入、認知症等の運転者による誤進入等がある。</p> <p>逆走事故を防止するための取組みについては、高速道路等を建設する際には、県警察と道路管理者で協議を行い、必要な標識や標示、ポール設置等の物理的対策について警察からも意見しているほか、県警察では、交通指導取締りやパトロールを強化している。</p> <p>逆走による重大交通事故等が発生した場合は、県警察と道路管理者との合同による緊急の現場点検や再発防止対策会議を開催し、逆走による交通事故防止対策を検討している。一例として、逆走防止のための誘導表示や看板を設置しているほか、交通規制標識の拡大や移設、増設等を行っている。</p> <p>今後も道路管理者と連携しながらドライバーに分かりやすい標示を心がけ、各種対策を推進していく。なお、認知症等の運転者による誤進入対策については、自治体と連携しながら高齢者に対する交通安全教育や運転免許自主返納等を推進していく。</p>